

三重県地方卸売市場冷蔵庫棟利用者募集要領

1. 目的

三重県地方卸売市場の冷蔵庫棟の管理業務を実施するにあたり、施設の効用を最大限に発揮させ、市場を利用する卸売業者や仲卸業者、売買参加者、関連事業者（以下、「場内事業者」という。）に対するサービスの向上及び経費の縮減を図るため、冷蔵庫棟の利用者の募集を行います。

2. 応募者資格及び条件

冷蔵庫棟の利用者応募にあたっては、次の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 法人であること。
- (2) 当該事業に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。また、罰金刑を受けた者は、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していること。
- (4) 役員が市場の卸売業者又は仲卸業者の役員若しくは使用人でないこと。
- (5) 三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

3. 利用条件

- (1) 利用は年間契約とすること。ただし、平成 24 年度については 3 か月間とする。
- (2) 利用料金は月額 801,360 円（税別）とし、光熱水費については利用者の負担とする。
なお、電気料金については前川興業(有)の使用分も含んでいるため、前川興業(有)への請求事務が必要となること。
- (3) 冷蔵庫棟は旧冷媒 HCFC (R22) を使用しているため、2020 年には代替フロンが製造全廃となることから、恒久的な使用は難しいこと。
- (4) 場内事業者の荷物保管を最優先とし、保管料金は従前の料率又はそれ以下とすること。
- (5) 冷蔵庫棟施設設備の保守点検費用についてはみえ中央市場マネジメント(株)が負担するが、維持管理のための修繕費用については年間累計 300 万円までは利用者が負担するものとする。なお、年間累計 300 万円を超えて必要となった 1 件当たり 60 万円以上の修繕を行う場合は、協議により、みえ中央市場マネジメント(株)の負担とする。
- (6) 利用許可を受けた日から起算して一月以内に保証金をみえ中央市場マネジメントに預託すること。
- (7) 冷蔵庫棟を冷蔵業務以外の用途に利用したり、施設の全部又は一部を転貸しないこと。
- (8) みえ中央市場マネジメントの承認を受けないで、当該施設に建築、造作、模様替えその他現状変更を行わないこと。なお、みえ中央市場マネジメントの承認を受けて当該施設の現状を変更したときは施設返還の際に原状回復または費用の弁償を行うこと。
- (9) 三重県地方卸売市場条例等関係法規又は取扱要領等に基づき、みえ中央市場マネジメント(株)が必要と認めた場合は使用許可の取消しその他の規制を行う場合があること。

4. 採択件数

1 事業者とします。

5. 利用期間

契約期間は平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日とします。更新を受けようとする場合は利用許可期間の満了 2 か月前までに書面をもって、みえ中央市場マネジメント(株)まで申請すること。

6. 応募方法

(1) 提出をを求める書類

- ・ 三重県地方卸売市場冷蔵庫棟利用者応募書
- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款
- ・ 直近の決算資料

(2) 提案書の提出方法

郵送、FAX、電子メールまたは持参のいずれかにより、提出してください。電子メールによる提出の場合には、件名に「三重県地方卸売市場冷蔵庫棟利用応募書」と記載してください。

(3) 提出先

みえ中央市場マネジメント株式会社

〒515-2114 松阪市小津町 800 番地

FAX 0598-56-8118 E-mail info@shijyo-management.com

(4) 募集期間

平成24年9月21日（金）から10月2日（火）（必着）

7. 問い合わせ先

〒515-2114

松阪市小津町800番地

みえ中央市場マネジメント株式会社

TEL 0598-56-8111、0598-56-8155

FAX 0598-56-8118

Eメール info@shijyo-management.com

お問い合わせは、9月26日（水）を除く、平日の8時30分から午後5時までにお願
いします。

8. 利用者の選定について

(1) 選定

選定は、以下の項目に基づいて行います。

①利用計画の妥当性 ②経営の安定性 ③市場機能向上への効果性

提案者が1事業者しかいない場合は選定を行わず、妥当性を審査します。

(2) 選定結果の通知

選定結果は全提案者（申請者）に通知します。

9. その他

(1) 企画提案に要する費用の負担

事業提案書に係わる費用は、申請者の負担とします。

(2) 事業提案書の終了後の扱い

事業提案書及びそれに係わる提出書類については、返却しません。また、事業提案書
及びそれに係わる提出書類については、本コンペ以外に使用しません。

(3) 選定後、委託候補者にあつては、次の①②の書類を提出していただくほか、各所轄行政官庁への届出等は揃い次第提出いただきます。（例：倉庫業法に基づく登録通知書の写しや、食品衛生法に基づく「食品衛生責任者」、労働安全衛生法に基づく「はい作業主任者」の受講修了証の写しなど）

①消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」
（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

②県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が発行したもの）の写し

(4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

みえ中央市場マネジメント(株)は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ みえ中央市場マネジメント(株)に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、みえ中央市場マネジメント(株)と協議を行うこと。

② ①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。